

横山某^正の差別酷使に對し不満を有し居りたる庚六月八日朝鮮人夫一名落石の爲死亡し其の葬儀に集合の席上平素の不平等發し遂に、六月十一日同監督を排斥すべく罷業手段に出たのである。

一、要 求 事 項

- 1、横山探掘主任を敲首すること
- 2、會社の監督が暴力行爲に出でたる場合に於ては當該監督を即時敲首のこと
- 3、災害扶助料を法規通りに支給すること（現在迄法規通りに支給されず
- 4、現場の危険箇所は監督員を設け災害防止に努力すること
- 5、探掘は採石法規を遵守すること（現在にては無視し最も危険状態にて探掘しつつあり）

- 6、随買賃金は一兩當り最低參拾錢とすること
- 7、最近賃金壹圓五拾錢を支給すること
- 8、休轉の場合一人日役支給すること
- 9、労働時間を確立して之を嚴守すること
- 10、住宅設備を改善すること
- イ、住宅に電燈を取付けること
- ロ、住宅を工場法規通りに改善すること（現在は四疊半一間に多きは八人家族あり）
- 11、食堂を改造し全従業員を收容し得る迄に擴大すること
- 12、給水管を設置し飲料水供給に便ならしむること
- 13、朝鮮人専用の共同浴場を設置すること（現在は内地人には浴場あるも朝鮮人は入浴することを得ず、僅かに冷水を以て身體を拭ふのみ）